

令和2年9月10日

法務大臣

森 まさこ 殿

法務・検察行政刷新会議における議論状況について（座長報告）

法務・検察行政刷新会議

座長 鎌田 薫

1 法務・検察行政刷新会議の開催経緯等について

法務・検察行政刷新会議（以下「本会議」という。）は、勤務延長の対象となった元東京高等検察庁検事長が、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発出されていた中、報道関係者と賭け麻雀を行っていたこと等により処分を受けて辞職したことや、被告人の海外逃亡を契機として我が国の刑事司法の在り方が国際的に議論の対象となったことなどから、これらによって損なわれた法務・検察に対する国内外の信頼を回復するために、幅広い観点から新たな法務・検察行政の在り方を検討されたいという森まさこ法務大臣の委嘱を受けて、開催することになったものであります。

本会議は、法曹三者や司法機関・行政機関の出身者、刑事法研究者だけでなく、行政法や民事法の研究者や民間会社の経営者や学校関係者幅広い分野の外部有識者によって構成される会議であり、これまで合計4回の会合を重ね、法務当局から必要な説明を聴取しながら、議論を行ってきました。

森法務大臣は、本会議の開催に当たり、①検察官の倫理、②未来志向での法務行政の透明化、③我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策という3つの検討の柱を掲げられました。また、本年7月16日に開催された第1回会議においては、「法務・検察行政の内実や現行の刑事手続は、その必ずしも透明でない部分から、国民や国際社会からの理解を十分に得られているとは言い難い」状況にあるとした上で、国民の期待を担う令和時代の新しい法務・検察行政の在り方について、「聖域なく何でも御意見を頂きたい」「スピード感を持って様々な御意見を出していただきたい」との御意向を示されました。

こうした経緯を踏まえて、本会議は、前記の3点を「検討の柱」と位置付け、これらをめぐって具体的な議論・検討を行うことといたしました。

2 これまでの議論状況について

(1) 概要

本会議では、法務・検察行政関係者以外の委員・オブザーバーも多いことから、本格的な議論を開始する前提として、法務省及び検察庁の組織と業務の概要、これまでの改革の経緯等について認識を共通にする必要があると考え、第1回会議において、法務当局から、「検察の在り方検討会議」の提言（平成23年3月31日）の内容や、その後の検察改革の進捗状況、刑事法の改正状況等につき関連資料に基づき説明を受け、質疑応答を行った上で、その後複数回にわたり、法務大臣が示された検討の柱に沿って、本会議で検討すべき具体的事項（論点整理）のための意見交換を行ってまいりました。

本会議における検討事項として何を取り上げるべきかについては、具体的な課題についても、それを取り上げる視点についても、なお様々な意見が示されており、残念ながら、現段階においては、たとえ中間的・暫定的なものであっても、会議体としての合意を得た「論点整理」を提示するまでには至っておりません。もっとも、検討の柱①（検察官の倫理）については、これを具体的な検討事項として取り上げることに大きな異論はありませんでしたし、スピード感をもって議論を進めるためにも早期に実質的な議論を開始することが必要であると考えられたことから、第3回会議からは、検討の柱①についての議論を開始することといたしました。

(2) 検討の柱①（検察官の倫理）について

本会議では、検討の柱①につき、法務当局から、基礎的な事項として、検察官にも適用される一般職国家公務員に係る倫理の規律の内容や、検察の在り方検討会議の提言を受けて最高検察庁が平成23年9月30日に公表した「検察の理念」の内容等につき説明を受け、また、委員等が現在又は過去に所属した他組織における規律や取組の在り方について紹介を受けつつ、この問題につき議論を進めているところです。

第4回会議終了時点においては、この問題についても、なお意見の対立があり、結論の方向性が得られているものではありませんが、座長の個人的な理解に基づいて主だった意見の概要をお示しするならば、おおむね以下のように整理することができます。

(ア) (i) 「検察の理念」は抽象的な心構えにとどまるので、マスコミとの関係や刑事手続における対応姿勢等を含め、検察官についての具体的な倫理規範・行動基準を設けるべきではないか。

(ii) 今般の処分事案の問題状況に照らした適切な方策を講ずるべきとの観点からは、検察権行使上の問題はなく、「検察の理念」とは別に新たな倫理規

範等の策定を求める合理的根拠はないのではないか。

(イ) (i) 「検察の理念」は職務上の倫理のみについて規定しているが、職務外の行為(私生活領域)についても規律を設けるべきではないか。

(ii) 過度に私生活に介入することは、萎縮効果を生むものとならないか。

(ウ) 規律を強めるのではなく、倫理が検察組織に浸透するよう、他組織における取組も参考に、検察における研修等の取組の強化を求めるべきではないか。

(エ) 今般の処分事案で問題とされたのは幹部の自己規律の在り方であり、一般の検察官の倫理や教育とは分けて考えるべきではないか。

(3) 検討の柱②(法務行政の透明化)及び③(刑事手続)について

前記(1)に記したとおり、検討の柱②及び③について、具体的な検討事項としてどのような課題を取り上げるべきかについては、これまでのところ会議体としての結論は出ていません。例えば、検討の柱②に関して、勤務延長問題や処分問題の一連の経緯に照らして、法務省における文書管理や決裁の在り方などを検討の対象とすべきであるという意見が有力であり、同③に関して、我が国の刑事手続についてより国際的な理解が得られるようにするための対外的な発信の在り方や、取調べにおける弁護人の立会いなど個別具体的な刑事手続の在り方などについて検討を求める意見もありますが、いずれの論点に関しても、なお様々な意見が示されていて、会議体として明確なコンセンサスが成立したと言える程には議論が熟していません。

3 今後に向けて

上述のように、法務大臣から示された3つの柱のいずれについても、未だ明確な結論をお示しすることができておらず、そのことは誠に申し訳なく思っていますが、本会議に委ねられた使命は、法務・検察行政に対する国内外の信頼を回復する上で極めて重要なものであり、今後も、法務大臣から示された3つの検討の柱を踏まえつつ、スピード感を持って着実に議論・検討を進め、一日も早く、法務大臣の委嘱の趣旨に応えることができるよう最大限の努力を重ねていくことを、ここにお約束申し上げる次第です。

以上